

## 学校法人小松原学園後援会 会則

### (名称)

第1条 この会は、学校法人小松原学園後援会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、学校法人小松原学園（以下「学園」という。）の本部に置く。

### (目的)

第3条 本会は、以下の事を目的とする。

- ① 学園の教育活動を支援する。
- ② 会員相互が有する教育的資源を活用し学園が一層発展していくことに協力する。
- ③ 会員相互の親睦。

### (事業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

- ① クラブ活動や郊外での課外活動、その他生徒活動への経済的支援。
- ② クラブ活動や郊外での課外活動において活躍した生徒への褒賞。
- ③ 学園の発展に貢献する各種記念事業への参画。
- ④ 浦和麗明高等学校及び叡明高等学校（以下「両校」という。）の後援会会員の親睦。

### (会員)

第5条 本会の会員は、次の各号を種類とする。

- ① 正会員は、両校在校生とする。
- ② 賛助会員は、両校卒業生とする。
- ③ 特別会員は、学園を支援する法人及び団体、個人、教職員とする。

### (会員の有効期間)

第6条 本会の会員の期間は次のとおりとする。

- ① 正会員は、両学在学期間（入学時より卒業年の3月31日まで）
- ② 賛助会員は、卒業してから一年間とする。  
（卒業該当年の4月1日より翌年3月31日まで）
- ③ 特別会員は会費を納入した当該事業年度とする。

(入会・退会)

第7条 正会員は学校の入学と同時に入会するものとし、また学籍を失うと同時に退会するものとする。

(収入)

第8条 本会の会計は、入会金及び会費、その他の収入によって運営する。

- 2 入会金及び会費は以下のとおりとする。
  - ① 正会員の入会金は、500円とする。
  - ② 正会員の会費は、入学時に2,500円とする。
  - ③ 賛助会員の会費は、卒業時に5,000円とする。ただし卒業してから1年限りとする。
  - ④ 特別会員の会費は、法人30,000円、団体10,000円、個人5,000円、教職員5,000円を年間1口以上とする。
- 3 会費等の納入方法は次のとおりとする。
  - ① 正会員の入会金及び会費は、入学時に納入する。
  - ② 賛助会員の会費は、3年次に5,000円納入する。
  - ③ 特別会員の会費は、法人及び団体、個人は郵送にて案内する。また、教職員は学園にて案内する。
  - ④ 特別会員の会費は、年会費として入会時に納入する。ただし入会金は免除する。
- 4 一度、納入された入会金及び会費は理由の如何を問わず返還しないものとする。

(役員)

第9条 本会の役員は、次に掲げるとおりとする。

- ① 名誉会長 1名 (学園理事長)
  - ② 名誉副会長 1～2名 (両校校長)
  - ③ 会長 1名
  - ④ 副会長 2名
  - ⑤ 幹事 10名前後 (正会員、教職員、法人)
  - ⑥ 事務局長 1名 (教職員)
  - ⑦ 会計 2名 (教職員1名、両校在校生の保護者より1名)
  - ⑧ 会計監事 2名 (賛助会員)
  - ⑨ 監事 2名 (賛助会員)
- 2 正会員は、両校の在校生となるため、両校保護者会より役員を選出するものとする。ただし両校保護者会役員を卒業した保護者よりの選出も認めるものとする。

(役員を選出)

第10条 本会役員を選出は、次に掲げるとおりとする。

- 1 会長及び副会長の選任は、役員から立候補又は推薦された者の中から役員会において選出し、名誉会長が承認する。
- 2 事務局長は、学園教職員の中から名誉副会長が指名し、会長が承認する。
- 3 会計は、事務局長が教職員より1名指名し、副会長が正会員の両校保護者会役員より1名指名し、会長が承認する。
- 4 会計監事は、賛助会員より選出し、会長が承認する。
- 5 監事は、賛助会員より選出し、会長が承認する。
- 6 幹事は正会員の保護者及び特別会員より選出し、会長が承認する。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、本会業務の主たる業務を担当する。
- 4 事務局長は、本会の事務全般を担当する。
- 5 会計は、本会の出納事務及び財務、財産管理の業務を担当する。
- 6 会計監事は、本会の出納事務及び財務、財産管理の状況を監査する。
- 7 監事は、役員職務執行を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。

- 2 役員は再選を妨げない。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまではその職務を行う。
- 4 役員が任期途中において退任したときは、後任者を選任する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第13条 本会の役員会は、役員をもって構成し、毎年2回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に役員会を開催することができる。

- 2 役員会は、次の各号について審議し、決定する。
  - ① 会則、事業などの改廃。
  - ② 事業計画並びに収支予算及び決算。
  - ③ 役員選任及び解任。
  - ④ その他本会の運営に関して重要な事項。
- 3 本会の役員会は、会長が招集する。

- 4 役員会の議長は、会長がそれにあたる。
- 5 本会の役員会は、役員のお二分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。
- 6 本会の役員会の決定事項は、学園の運営するホームページにおいて開示する。

(事業報告書及び決算)

第14条 会長は、毎事業年度が終了した後、2か月以内に事業報告書、並びに収支計算書を作成し、監査を経て役員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

- 第16条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
  - 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、役員会で決算報告をする。
  - 4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会則の変更)

第17条 この会則の改正は会員がこれを発議し、役員会を招集し出席会員の過半数以上の賛成を必要とする。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 平成29年9月8日 学校法人 小松原学園後援会 会議にて会長・副会長  
幹事・会計監事：監事・幹事・事務局長・会計を選出、承認。

附則 平成30年4月1日より、本会運営となる。

附則 平成 30 年 5 月 7 日 平成 30 年度第 1 回役員会により、会則の変更承認。  
新会則として第 6 条（会員の有効期間）を追加。以降、旧 6 条が新 7 条  
旧 7 条が新 8 条へと順送りとなり、旧 17 条が新 18 条となる。  
旧第 7 条 2 項同② 同 3 項同①②④ 旧第 8 条同 2 項文書追加。